

端野の教育 (その2)

端野尋常小学校の建設

屯田兵入地当初から計画されていた、端野尋常小学校の建設が具体化したのは、明治三二(1898)年で、起工が五月一日、完成は七月二十八日でした。場所は、当時の屯田歩兵第四大隊第二中隊本部の南側で、現在の屯田の杜公園内にある「祖霊社」付近に新築されました。

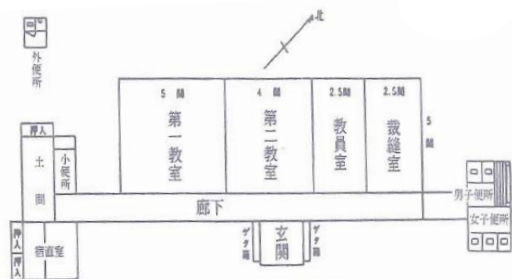
この校舎の建設に当たっては、屯田兵給与規制に基づき建設費と維持費を含め二百円が支給されましたが、この額では賄いきれず、建設費のほか机や椅子、その他備品等を含めると総額でおおよそ二千元を要し、その差額分については屯田兵各戸が負担したと、「端野尋常小学校沿革誌」に記されています。

新しい校舎は

新しい校舎は、御真影保安室が一坪(木造トタン張り、周囲は土壘) 教員室が十坪、教室が三教室で四〇坪(第一教室十六坪、第二教室二〇坪、裁縫室一〇坪)、廊下、玄関、下駄置き場で二六・七五坪、宿直室が六坪、小使室が二坪、便所が六坪など合わせて一〇四坪(約三四三平方メートル)でした。なお、校舎の平面図は下図の通りです。



▲校舎正面図



▲校舎平面図

開校と就学状況

仮校舎(説教所)から新校舎への移転と開校準備を進めていたところ、この年の八月下旬からの降雨により、九月七日常呂川が氾濫し大洪水に見舞われました。新築された校舎自体には被害はありませんでしたが、一区兵村の居住地が流され、高台地に移転するなどのほか、兵村の復旧作業に追われ尋常小学校の開校が大幅に遅れてしまいました。

一〇月一〇日に学校設置許可を受け、開校式が行われたのは霜柱が立つ十一月六日でした。

端野尋常小学校は、明治二十八(1895)年、北海道庁の定めた「小学校修業年限定標準」により設置されましたので、開校時は「尋常科」のみで、修業年限は四年、教科は、修身、読書、作文、習字、算術、体操、実業の七科目で、実業は男子は農業、女子は裁縫でした。

また、通学区域は端野全域とし、学級編成は、一、二年生を一学級、三、四年生を一学級とした二学級編成で、児童数は八八人でした。なお、各学年別の児童数は次の通りでした。

一年生	男 一三人	女 一九人	計 四二人
二年生	男 一四人	女 一六人	計 二〇人
三年生	男 一六人	女 三人	計 一九人
四年生	男 四人	女 三人	計 七人

初代校長岩松丈太郎先生と赤井鶴也先生の発令、着任が翌三二(1899)二月でしたので、それまでの期間は仮校舎時代の喜多村孝蔵、大坪辰市の両氏が継続して勤務されました。なお、当時の教員は、そのほとんどが屯田兵の家族の中から選任されました。

就学状況を見てもみすと、明治三二年末の調査によりまずと、端野区域内の学齢児童は男子一四四人、女子一二七人でしたが、就学児童は、男子七九人で約五割、女子三八人で約三割でした。

教育への熱い期待はありましたが、約六割の学齢児が就学できなかったことについて、「開墾の負担や家事作業が子供たちにも、のしかかっていたこと、また、女子には学問は不要という因習が残っていた」と言われています。

このような実態は、新開地の北海道各地共通した課題でしたが、大正期になり就学率が向上し、ほとんどの子どもたちが就学するようになりました。

補習科の設置と高等科の併置

明治三二年七月、尋常補習科の設置が認可されました。補習科とは、小学校の修業年限は六年ですが、北海道では「小学校簡易科教則」で、尋常科の修業年限が四年、これを修了し、さらに修業できるものを就学させるために補習科を置き、修業年限を二年とする制度です。教科は、尋常科の科目のほかに地理、歴史が加わり、体操を除いた八科目でした。最初の補習科に在籍した者は、一年生が四人、二年生が二人でした。

また明治三四(1901)年五月、高等科の併置の認可があり、校名を「端野尋常高等小学校」に変

裏面に続く

更しました。修業年限は尋常科四年、高等科三年の七年になりましたが、同三六（1903）年に、高等科の修業年限が二年となり、同四二（1909）年には、尋常科の修業年限が六年に延長されました。また、高等科は義務ではなく、尋常科の補習という位置づけには変わりありませんでした。

学校の運営

尋常小学校の運営に当たっては、各兵村区から選出された学校管理委員と戸長（村長）のほか、屯田兵本部の各校管理将校が加わり、協議の上運営されました。また、学校医は専任ではありませんが、屯田兵中隊付きの軍医が児童や教員の健康管理に当たりました。

経費と授業料

学校運営の経費は村（野付牛村）からの支出がありませんでしたので、授業料と寄附金で賄われました、

端野尋常小学校の開校時の授業料は、尋常科一人につき月額4銭で、一戸から二人以上通学している場合には一人は全額の4銭、ほか一人につき半額の2銭でした。

補習科は年額一人10銭、ほか一人につき半額の5銭でした。この授業料は各区ごとに専任されている学校管理委員が徴収し戸長役場に（野付牛）を収納し、村が、教職員の給与や学校管理運営費に充てました。

なお、明治三十一年、同三三年度の学校管理運営費の予算は、次に記載したとおりですのでご参照ください。

学校管理運営費

収入ノ部

科 目	明治31年度	明治32年度
	円	円
財産より生ずる収入		
区 町 村 賦 課 額		
授 業 の 料 他	81,600	79,000
	600,000	600,000
合 計	681,600	679,000

支出ノ部

科 目	明治31年度	明治32年度
	円	円
俸 給	384,000	408,000
備 品 費	20,000	40,000
消 耗 品 費	30,000	36,000
其 の 他	121,460	150,110
合 計	※565,460	634,110

※明治31年度の合計額は合わないが、原本のままである。

基本財産

1金 584円14銭9厘 明治32年3月末現在

1金 615円64銭9厘 明治33年3月末現在

附記 右金額は教育費トシテ兵村各戸ヨリ寄附セシモノヨリ經常費ヲ支払シ、其ノ残額ヲ積立テルモノト将来学校ノ維持ヲ強固ニスルタメ各戸ニ給与セラル扶助米ノ幾部ツツヲ積立テルモノヲ売払ヒシ金額ト及学校維持金トシテ屯田兵給与規則第14条ニ依リ下付セラレタル金額トヲ逐次累計シタルモノニシテ未タ公然基本財産トナスベキ目的ノモノナルヲ以テ此ニ掲出セリ。